

みなとみらい21地区 道路施設のフラッグ等への広告掲出ガイドライン

制 定	平成17年	6月20日
改 定	平成21年	4月 1日
改 定	平成22年	4月 1日
最近改定	平成26年	7月 1日

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、みなとみらい21中央地区、および新港地区内の道路施設に設置される、フラッグ等の広告デザイン等景観の審査について必要な事項を定める。広告掲出については、本ガイドラインによるほか、横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準等による。また、道路占用許可基準に関しては、横浜市が別途定める。

(審査機関)

第2条 広告デザイン等景観の審査は、広告事業調整機関からの照会にもとづき、一般社団法人横浜みなとみらい21（以下、審査機関という。）が行う。

(対象の定義)

第3条 道路施設のフラッグ等とは、公共の道路・広場・歩行者通路等の街灯や動く歩道等に掲出するフラッグ、横断幕、垂れ幕、柱巻きバナー、およびこれらに類する広告物をいう。

(広告掲出の基本的考え方)

第4条 広告デザインは、「調和のとれた美しい都市景観の創造」と「快適で賑わいのある歩行者空間の演出」という、みなとみらい21地区の理念を理解し、公共の場にふさわしい内容でアート性の高いデザインとする。

(掲出規準)

第5条 界限に活気をもたらすような、あるいは快適な環境をもたらすような表現とするなど、賑わいや好ましい環境の演出にも効果があり、品位の良さを感じられるデザインとする。

(その他)

第6条 このガイドラインに定めのないことについて、必要な場合には関係者と審査機関が別途協議を行う。

以上